

青森県報

第千九百九十号

平成十四年三月一日(金曜日)

目次

訓令

○青森県臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令……(人事課) ……一

告示

○公印の印影を印刷することができる文書の一部改正……(総務学事課) ……二

○漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……(団体経営改善課) ……二

○道路の区域の決定……(道路課) ……二

○道路の区域の変更……(同) ……三

○道路の供用の開始……(同) ……四

○車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路の指定……(同) ……五

○特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……(文化・スポーツ振興課) ……五

○大規模小売店舗の新設に関する届出……(経営振興課) ……五

○大規模小売店舗の変更の届出……(同) ……六

○右 同……(同) ……七

○林業用種苗生産事業者の登録……(林政課) ……八

○林業用種苗生産事業者の登録の失効……(同) ……九

○開発行為に関する工事の完了……(建築住宅課) ……九

出先機関

○道路の位置の指定……(土木事務所) ……二〇

○右 同……(同) ……二〇

○公安委員会……(生活安全課) ……二〇

○型式の検定適合遊技機……(同) ……二〇

訓令

青森県訓令甲第一号

青森県臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

青森県臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県臨時的任用職員管理規程(昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「保健婦、看護婦等」を「保健師、看護師等」に改める。

第十条第二項第一号中「保健婦、看護婦等」を「保健師、看護師等」に改め、同項第二号中「看護婦又は看護士」を「看護師」に改める。

附則
この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第七十一号

平成九年八月四日青森県告示第五百三十四号（公印の印影を印刷することができる文書）の一部を次のように改正する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木 村 守 男

第五十号を第五十一号とし、第三十八号から第四十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三十七号の次に次の一号を加える。
三十八 精神障害者保健福祉手帳

青森県告示第七十二号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木 村 守 男

三の表白糖及び小田野沢区域の項中

- 「1 小型定置漁業」を 「1 小型定置漁業」に改める。
- 2 底建網漁業

青森県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年四月一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木 村 守 男

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 一〇二号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
十和田市大字三本木字野崎 四〇の三五一から	一八・六〇メートルから	一〇九・四〇メートル	
十和田市大字三本木字野崎 四〇の三六一まで	六〇・〇〇メートルまで		
十和田市稲生町七の一から	一四・四〇メートルから	九九八・八〇メートル	
十和田市稲生町七五の八まで	二〇・四〇メートルまで		

- 2 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 戸来十和田線
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
十和田市大字藤島字上野月 一の一から	九・四〇メートルから	四、四〇六・〇〇メートル	
十和田市穂並町四七の一まで	九四・二〇メートルまで		

- 3 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十和田三戸線
- 3 道路の区域

2	1	番号 図面
県道	県道	道路の種類
碓ヶ関大鰐 停車場線	五所川原岩 木線	路線名
南津軽郡大鰐町大字島田字滝ノ沢六四の二から 南津軽郡大鰐町大字島田字滝ノ沢一〇五の二から 南津軽郡大鰐町大字島田字滝ノ沢六四の二まで 南津軽郡大鰐町大字島田字ゾベコ沢一〇五の二から 南津軽郡大鰐町大字島田字滝ノ沢六四の二まで	弘前市大字中別所字向野二八四の一から 弘前市大字中別所字葛野五五の一まで	変更の区間
後	前	変更の 前後別
一〇四・五〇〇メートルから	一〇四・五〇〇メートルから	敷地の幅員
六三七・〇〇メートル	六三七・〇〇メートル	敷地の延長
後	前	敷地の幅員
一一二・〇〇〇メートルから	一一二・〇〇〇メートルから	敷地の延長
九四六・〇〇メートル	九四六・〇〇メートル	備考
後	前	敷地の幅員
一五四・五〇〇メートルから	一五四・五〇〇メートルから	敷地の延長
九九八・〇〇メートル	九九八・〇〇メートル	備考
後	前	敷地の幅員
一六八・〇〇〇メートルから	一六八・〇〇〇メートルから	敷地の延長
一三二・〇〇メートル	一三二・〇〇メートル	備考

4	3	2	1
区間	道路の種類	路線名	道路の区域
敷地の幅員	敷地の延長	備考	敷地の幅員
敷地の延長	備考	敷地の幅員	敷地の延長
備考	備考	備考	備考

青森県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年四月一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

青森県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年四月一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 五所川原岩木線	弘前市大字中別所字向野二八四の一から 弘前市大字中別所字葛野五五の一まで	平成一四・三・三五

五	4	3						
国	県							
道	道							
一〇一	弘前岳鯨ヶ沢線							
西津軽郡岩崎村大字岩崎字浜野一〇四の七から 西津軽郡岩崎村大字岩崎字浜野六まで	中津軽郡岩木町大字常盤野字湯段菰六五の四から 中津軽郡岩木町大字常盤野字湯段菰五八の五まで	中津軽郡岩木町大字常盤野字湯の沢一四六の一五から 中津軽郡岩木町大字常盤野字湯の沢一五二の一まで	南津軽郡大鰐町大字島田字滝ノ沢六四の二から 南津軽郡大鰐町大字島田字滝ノ沢一二六の一まで 南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐二五の一から 南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐三の二まで					
後	前	後	前	後	前	後	前	後
四一〇・三〇〇メートルまで	二七九・二〇〇メートルまで	二一五・〇〇〇メートルまで	九七・五〇〇メートルまで	三二七・五〇〇メートルまで	一八九・五〇〇メートルまで	二〇一・五〇〇メートルまで	一四六・八〇〇メートルまで	五四四・〇〇〇メートルまで
一六八・〇〇〇メートル	一六八・〇〇〇メートル	一八三・〇〇〇メートル	一八〇・〇〇〇メートル	二八〇・〇〇〇メートル	三〇四・〇〇〇メートル	八〇・二〇〇メートル	八〇・二〇〇メートル	六〇三・五九メートル

県道 弘前岳鯨ヶ沢線	県道 碓ヶ関大鰐停車場線
中津軽郡岩木町大字常盤野字湯段菰六五の四から 中津軽郡岩木町大字常盤野字湯の沢一五二の一まで	南津軽郡大鰐町大字島田字滝ノ沢六四の二から 南津軽郡大鰐町大字島田字滝ノ沢一二六の一まで
中津軽郡岩木町大字常盤野字湯の沢一四六の一五から 中津軽郡岩木町大字常盤野字湯の沢一五二の一まで	南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐二五の一から 南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐三の二まで
〃	〃
〃	〃
〃	一四・三一

国道 一〇一号	西津軽郡岩崎村大字岩崎字浜野一〇四の七から 西津軽郡岩崎村大字岩崎字浜野六まで	一四・三・三五
------------	--	---------

青森県告示第七十六号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条の規定により公示する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道 二八〇号	東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐千六四から 東津軽郡蓬田村大字広瀬字坂元六七一まで
国道 三三八号	下北郡東通村大字白糠字見知川山四五の六から 下北郡東通村大字白糠字浜通二まで
県道 むつ東通線	むつ市大字中野沢字大近川一八の二九四から 下北郡東通村大字白糠字見知川山四五の三まで

二 指定する年月日

平成十四年四月一日

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

一 申請のあった年月日

平成十四年二月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県消費者協会

三 代表者の氏名

中村年春

四 主たる事務所の所在地

青森市中央三丁目二〇の三〇

五 定款に記載された目的

この法人は、諸種の消費者問題について、消費者団体、消費者行政機関、研究機関、企業その他の団体ならびに消費者、消費者問題の専門家、研究者、弁護士などと連携、相互交流を図りながら、消費者被害の実態調査、研究、啓発、情報提供、救済活動およびその支援や消費者問題関連の情報公開活動ならびに消費者の権利の確立に向けた活動を行い、消費者被害の救済と防止を実現し、もって消費者の人權擁護、福祉の増進および社会教育の推進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森中央店

青森市大字荒川字成瀬五八の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜ファーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四
代表取締役 松山稔

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 株式会社横浜ファーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四
代表取締役 松山稔

2 有限会社ドラッグコーポレーション
北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四
代表取締役 松山稔

四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十四年十月十六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、二〇〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一四一台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

三二台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

五〇平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

五立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社横浜ファーマシー

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

(二) 有限会社ドラッグコーポレーション

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時五十分から午後九時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前八時四十五分から午後六時まで

八 届出年月日

平成十四年二月十五日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十四年三月一日から同年七月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年七月一日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

A D S三春屋

八戸市大字十三日町一三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社アドバンスド・デパートメントストアーズオブジャパン 東京都港区芝公園二丁目四の 代表取締役 篠原裕信	変更後	株式会社アドバンスド・デパートメントストアーズオブジャパン 東京都港区芝公園二丁目四の 代表取締役 児島英實	変更年月日	平成三・五・三
-----	--	-----	--	-------	---------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社アドバンスド・デパートメントストアーズオブジャパン 東京都港区芝公園二丁目四の 代表取締役 篠原裕信	変更後	株式会社アドバンスド・デパートメントストアーズオブジャパン 東京都港区芝公園二丁目四の 代表取締役 児島英實	変更年月日	平成三・五・三
-----	--	-----	--	-------	---------

四 届出年月日

平成十四年二月十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十四年三月一日から同年七月一日まで

3 時間

六 意見書の提出

午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年七月一日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三内ショッピングセンター

青森市大字三内字稲元二二〇の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦 紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース
 八戸市大字長苗代字前田八三の一
 代表取締役 三浦 紘一外四者
 変更しようとする事項

大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	区分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	1	平面駐車場イ 午前八時三十分 から午後十時十五分 まで	立体駐車場 午前八時三十分 から午後九時十五分 まで	平成 一四・〇・六
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	2	平面駐車場ロ 午前八時三十分 から午後十時十五分 まで	平面駐車場A 午前八時三十分 から午後九時十五分 まで	〃
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	3	平面駐車場ハ 午前八時三十分 から午後十時十五分 まで	平面駐車場B 午前八時三十分 から午後十時十五分 まで	〃
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	4	平面駐車場ニ 午前八時三十分 から午後十時十五分 まで	平面駐車場C 午前八時三十分 から午後十時十五分 まで	〃
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	出入口七か所	出入口七か所	出入口六か所、出入口七か所、出入口八か所、出入口九か所、出入口十か所、出入口十一か所、出入口十二か所、出入口十三か所、出入口十四か所、出入口十五か所、出入口十六か所、出入口十七か所、出入口十八か所、出入口十九か所、出入口二十か所、出入口二十一か所、出入口二十二か所、出入口二十三か所、出入口二十四か所、出入口二十五か所、出入口二十六か所、出入口二十七か所、出入口二十八か所、出入口二十九か所、出入口三十か所、出入口三十一か所、出入口三十二か所、出入口三十三か所、出入口三十四か所、出入口三十五か所、出入口三十六か所、出入口三十七か所、出入口三十八か所、出入口三十九か所、出入口四十か所、出入口四十一か所、出入口四十二か所、出入口四十三か所、出入口四十四か所、出入口四十五か所、出入口四十六か所、出入口四十七か所、出入口四十八か所、出入口四十九か所、出入口五十か所、出入口五十一か所、出入口五十二か所、出入口五十三か所、出入口五十四か所、出入口五十五か所、出入口五十六か所、出入口五十七か所、出入口五十八か所、出入口五十九か所、出入口六十か所、出入口六十一か所、出入口六十二か所、出入口六十三か所、出入口六十四か所、出入口六十五か所、出入口六十六か所、出入口六十七か所、出入口六十八か所、出入口六十九か所、出入口七十か所、出入口七十一か所、出入口七十二か所、出入口七十三か所、出入口七十四か所、出入口七十五か所、出入口七十六か所、出入口七十七か所、出入口七十八か所、出入口七十九か所、出入口八十か所、出入口八十一か所、出入口八十二か所、出入口八十三か所、出入口八十四か所、出入口八十五か所、出入口八十六か所、出入口八十七か所、出入口八十八か所、出入口八十九か所、出入口九十か所、出入口九十一か所、出入口九十二か所、出入口九十三か所、出入口九十四か所、出入口九十五か所、出入口九十六か所、出入口九十七か所、出入口九十八か所、出入口九十九か所、出入口百か所	〃

※駐車場等の位置については、届出書の添付図面のとおり。

五 届出年月日
 平成十四年二月十五日

六 届出書及び添付書類の縦覧
 1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十四年三月一日から同年七月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所においては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年七月一日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

林業用種苗生産事業者の登録

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木 村 守 男

三七	登録 番号	登録 年月日	生 産 事 業 者	生 産 事 業 の 内 容	事 業 所
		平成十四 ・三・三	氏名又は名称 森林組合あおもり	住 所 種 穂 苗 木	名 称 所 在 地
			住 所 種 穂 苗 木	幼苗の育成 苗木育成	青森市大字高田字日野二六の二 森林組合あおもり平内事 業所
				苗木育成	東津軽郡平内町大字松野

林業用種苗生産事業者の登録の失効

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次のおり林業用種苗生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により

公告する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

二六	登録 番号	登録 年月日	生 産 事 業 者	生 産 事 業 の 内 容	事 業 所
		昭和四 ・三・二九	氏名又は名称 平内町森林組合	採取 種 穂 苗 木	名 称 所 在 地
			住 所 種 穂 苗 木	幼苗の育成 苗木育成	東津軽郡平内町大字松野
				苗木育成	平内町森林組合
					平成十四 ・三・三
					失効 年月日

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年三月一日

青森県知事 木村守男

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
むつ市柳町三丁目一〇八の五、一〇八の八七から一〇八の九一まで、一〇八の一及び一八四の七から一八四の三七まで	むつ市柳町四丁目二二の五七 有限会社大滝地建

三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五〇一八一、一五〇一八三及び一五〇三〇五から一五〇三一四まで	三戸郡階上町蒼前東四丁目六の一六 武田美嘉子
上北郡六戸町大字犬落瀬字権現沢九八の一から九八の一四まで	六戸町
三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠三三〇一三、三三〇一四五、三三〇一四六、四三〇三七〇及び四三〇三七一	八戸市大字長苗代字前田八三の一 株式会社ユニバース
五所川原市大字七ツ館字鶴ヶ沼一五〇の七及び一五〇の一から一五〇の二七まで	五所川原市大字七ツ館字鶴ヶ沼二〇七の四 有限会社白戸土建

出先機関

十和田土木事務所告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年三月一日

十和田土木事務所長 原田邦治

位置	延長	幅員	指定年月日
三沢市大字三沢字南山八五の六及び八五の九	九五・三メートル	六・〇〇メートル	平成十四・三・二五

十和田土木事務所告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び野辺地町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年三月一日

十和田土木事務所長 原田邦治

位置	延長	幅員	指定年月日
----	----	----	-------

上北郡野辺地町字白岩向 二の四五、二の四六、二 の七五及び二の七六	七〇・二四メートル	六・〇三メートル から六・五五メ ートルまで	平成十四・三・二五
---	-----------	------------------------------	-----------

公安委員会

青森県公安委員会告示第九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年三月一日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

遊技機の種類	型式名	製造業者又は輸入業者名
ばちんこ遊技機	フィーバーバカ殿DX	株式会社三共
同	CRフィーバー競馬王GP	株式会社ガイドー
同	CRアニマルとれいんV	株式会社サンセイアールアンドデイ
同	CRミニスカポリスW	株式会社大一商会
同	CRミニスカポリスX	同
同	CR竜鳳伝説Z2	豊丸産業株式会社
同	CR竜鳳伝説X1	同

同 右	回胴式遊技機	同 右	同 右
パラパラセブン	ガンガン130	帰ってきた黄門ちゃまV	CR・帰ってきた黄門ちゃまJ
株式会社弁慶	株式会社大都技研	同 右	株式会社平和